(5)　(3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

(6)　(5)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7)　(5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8)　(3)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9)　(3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により議決権の総数の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

［ハ～ヌ　略］

三　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等（令第二条第十四項第二号に規定する非居住者等をいう。以下同じ。）が行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ　［略］

ロ　当該外国投資家の属する国又は地域の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

4‖　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　［略］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。次条第三項第二号及び第五項並びに第四条第四項を除き、以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

［三～七　略］

5‖6‖　［略］

6‖　令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前に作成された特定の日における財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

［項を削る。］

［項を削る。］

7　令第二条第二十五項第二号ロ及び第二十七項第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

(5)　(3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

(6)　(5)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

(7)　(5)及び(6)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）

(8)　(3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9)　(3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

［ハ～ヌ　同上］

三　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ　［同上］

ロ　当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

2‖　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　［同上］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

［三～七　同上］

3‖4‖　［同上］

4‖　令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

5‖　令第二条第十六項第一号ニ(1)に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

6‖　令第二条第十六項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7　令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］